

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	緊急通報システムの利用決定		
根拠法令及び条項	蓮田市緊急通報システム事業実施要綱第4条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 蓮田市緊急通報システム事業実施要綱第3条 第3条 この事業の対象者は、市内に居住する65歳以上の者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。 （1）ひとり暮らしの高齢者で、身体上慢性的な疾患等により日常生活において常時注意を要する者 （2）高齢者世帯にある者で、当該世帯の世帯員がいずれも身体上慢性的な疾患等により日常生活において常時注意を要する者 （3）世帯員の就労等により、長時間にわたり前2号と同様の状態となる者 （4）その他市長が特に必要と認めた者		
審査基準設定年月日	平成27年4月1日	審査基準最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ 30日 ） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間設定年月日	平成27年4月1日	標準処理期間最終変更年月日	年 月 日
所管部署	健康福祉部 長寿支援課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。